

角瀬保雄『企業とは何か—企業統治と企業の社会的責任を考える—』

(学習の友社、2005年7月22日、214ページ、2000円)

石塚 秀雄

● 政治において「支配的保守」勢力が「構造改革」や「リスク」や「破壊」を叫び、一方「国民的革新勢力」が既存「制度」の「擁護」を主張し「安心・安全」を価値とするという、「ねじれ現象」が見られる時代である。「企業」についても「資本家階級」支配層は着々と「制度的」変更を実施している。かたや「労働者階級」サイドは旧態依然の「企業」観と「労働」観に固執しているのではないか。本書のテーマである『企業とはなにか』という問題においても、労働者階級は常識（すなわちそれは支配層の支配イデオロギーでもある）にとらわれて、「企業」という問題の自己検討をおろそかにしており、資本家階級の企業戦略の制度的な革新的展開を許しているのである。

本書を読む場合、まず、読者は「企業」観の常識を疑うということから始めなければならないだろう。本書が「労働の視点から、企業とはなにか」をまず始めに問うているゆえである。それには、まずこれまでの法律的規定上の「通念」である、企業とは営利である、企業は所有者のものである、所有者は資本家（株主）である、資本家は労働者を支配する、企業の目的は利潤追求である、経営と所有の分離は当然である、労働者の経営参加は必要ない、企業経営は経営者の責任である、などといった考えはひとまず棚上げにしなければならない。そうでなければ、たとえ、本書を読んでも、読む前の「通念」をひっくり返すほどの読み方はできず、読者は多少の新しい状況の追加項目を確認するだけになってしまうだろう。

● さて、著者は第一章「企業とは何か」において「企業とは社会的分業の組織形態であり、資源の適切分配」を行うものであると定義している。

企業の二重性とは、資本の運動体であり、また労働の社会的分業である、とも述べている。こうした企業の本質規定をまず行ってから、現実の最先端の我が国の新会社法の改正について触れている。新しい会社の区分は、大きく変更されている。こ



の株主支配を強化するような改悪はアングロサクソン会社モデルを参考に行われている。ところで、株ころがしやカネころがしの道具としての企業という株主資本主義とは本質的なものであろうか、と疑問を投げかけたときに、われわれの対抗論理はどこに根拠を置くべきだろうか。たとえば、そうした現象は「ルールなき資本主義」だから、ルールを作り、規制すれば良いという論理を建てればよいのであろうか。企業を外部から、すなわち社会（あるいは国家）から統制を加えるという発想は、これまでは独禁法などが主たるものであったし、新しいキーワードでは企業の「社会的責任」ということになろう。しかし、この考えは、企業を外部から問題にする点で一面的でもある。ところで悪法といえども法である、ということでは、悪いルールがあるということでは「悪いルールある資本主義」というのが現状である。諸制度があるのだから、決して「ルールなき資本主義」ということはできない。ストックオプションにしろ、M&Aにしろ、ルールとして制度化されてしまったものである。従って、問題は、「企業の構造とは内在的にどのようなものであるのか、また

どのようなルールで動かされるべきなのか」と問題を建てるべきであろう。そう考えると、著者が言う「企業とはだれのものか」ということと「誰が統治するのか」という問題に移っていくことになる。それも「労働者の視点」から見ていく必要がある。通説である「企業は所有者のものである」という考えを受け入れた場合には、その所有者が資本家・株主であった場合、企業において生み出されたものは一切、所有者のものであると見なされることになる。したがって、旧来の考えでは、善意の所有者であれば企業はうまくいくというものであった。その善き所有者は国家であったり労働者であったりもした。すなわち、国営企業や労働者自主管理企業であれば良いということであった。それが旧社会主義体制における国営企業化であり、またそのオルターナティブとしてのハンガリーなどの自主管理企業などの出現であった。

本書では、企業の民主的改革にとって、「国有化すれば良いという考えもだめだった」と述べている。一方、労働者自主管理企業あるいは労働者協同組合という形態は、日本ではあまり発達しない形態である。先進資本主義国の中では日本だけがその大きな発達が見られなかった。その主たる理由は、労働組合運動の内部から、そうした問題意識と試みが反主流的な動きとしても発生しなかったからである。1980年代になって、ようやく日本では労働者協同組合運動およびワーカーズコレクティブ運動が登場してきた。しかし、労働者が企業を所有することは、みずからが株主(資本家)や共同所有者(あるいは非所有者)になったりすることであり、そのことは私的所有者になるかコレクティブ(国有化または集団所有)か、という従来通りの所有の二元論の枠にとどまっていた。しかし、このいずれもが、企業の民主的経営をかならずしも保証するものでないことは、歴史的にも明らかである。企業における産業民主主義を主張する場合、労働者や非営利団体が仮に企業を所有したとしてもそれによって民主主義が保証されるわけではない。こう考えれば、これまで、労働者に企業を所有したいという願望が育たないのは道理である。そしてその延長線上の考えでは、労働者は企業の中での主体性を確保できない。労働者は企業で単に働いているにすぎない存

在にとどまる。(労働組合を含めた)外部から企業の横暴を規制するという手段しか考えられないことになる。

しかし、企業が本質的に、社会的分業の組織形態であり、資本が現実資本と擬制資本の増殖のための手段という二重性を持つものであるとするならば、労働者階級は、現実の株式資本的企業における永遠の呪縛からどのように解放されるべきであろうか。労働者にとって企業とはなにか、という設問を改めて問うことのないかぎり、労働者階級は資本家階級(あるいは国営企業ならば官僚)の支配下に永遠にとどまることになるであろう。その場合、期待することは、善意の資本家経営者、善意の官僚の登場を期待することしかなくなるであろう。

したがって所有というキーワードで企業を見ることは、労働者にとっては、企業を労働力を売っている存在に矮小化してしまう。もちろん企業の現実態は、労働力を購入するものとして想定されてはいるが、その考えを受け入れているかぎり、企業における労働者階級の未来はないのである。労働者は資本家に所有されている可変資本の一部であるという規定そのものを打ち破らなければならない。そのためには、株主資本主義による企業という考えに対して、たとえば「社会的資本主義」といった枠組みによる企業概念を構築する必要がある。そこに、労働者階級が企業において主人公になる可能性が現れる。

● 本書の第2章は「労資関係と労働組合」のあり方について論じている。労働者にとって企業とは何かを改めて問うことである。いわゆる日本型経営は、1995年の日経連の「新時代の日本的経営」の提案によって、自己否定された(日本型経営は外国の一部の論者からは従業員参加モデルとみなされている)。そこではあるべき新しい雇用形態は3区分に分けられ、労働者は少数の上層安定階層と中間専門職階層、そして半分を占めるフレキシブル労働階層に分けられるとされた。現在の一連の雇用形態の多様化はその現れである。こうした新しい状況に対して労働組合運動は機敏に対応できていないが、積極的な対応事例として、本書では「たたかう提案型」の労働組合運動を紹介し

ている。それらは「合理化を阻止し」、「賃上げを勝ち取る」などの一定の成果も見られる。労働組合運動は社会運動の側面を強化し、また企業別労働組合という形態から決別すべきだという提案の紹介もあるが、しかし問題はそうしたことを実現する力は「多数の世論の力」というものではなくて、企業の内部構造としての社会機関の制度化と、外部としての労働組合制度の再編によるべきものだと思われる。具体的にはヨーロッパ連合(EU)における会社における労働者参加規定、ドイツの共同決定法などが本書ではあげられており、日本においてももっと参考にすべきだろう。日本においてもまず、会社における労働者参加についてのルールを作る必要がある。その際、労働者階級にとって大事なポジションの一つは、雇用創出に関心と責任を担うという立場を取ることであると思われる。

● 労働者が企業において経営参加すべきであるという方向からつぎに論じられるのは、本書の第3章での「企業統治」についてである。バーリとミーンズ(1942)による「経営者支配すなわち、所有と経営の分離」という企業論こそは株主資本主義を正当化するものであり、本来的には労働者階級が認めてはならないものであろう。現在、コーポレートガバナンス(企業統治)が広く議論になっているのは、一方で株主価値の最大化を企業目的とする考えと、他方で企業の社会的価値を最大化しようとする考えが衝突しているからである。本書ではアメリカ型の株主価値最大化のプリンシパル・エージェントモデル(富士通社長曰く、「社長は株主に責任はあるが、従業員に対しては責任がない」、「社長は従業員に命令するだけ」と)よりもヨーロッパ型のステークホルダーモデルを望ましいあり方としている。ステークホルダー(利害関係者)とはストックホルダー(株主)の対抗概念であるが、われわれは企業の経営(統制)主権をストックホルダーから奪取する必要がある。しかし、そのためには企業における所有者主権論を止揚する必要がある。また企業におけるステークホルダーとはだれであるか、については議論の最中である。一方、社外取締役制度は、株主価値最大化と労働者価値最小化のための便法としての

役割が強いと思われる。

● コーポレートガバナンスは労働者階級にとつてどのような意味があるものであろうか、を述べているのが本書第4章の「民主的管理と経営参加」である。本書によれば、マルクスによる本質論で言うならば、企業における所有資本家(株主)や機能資本家(経営者)のうち、機能者だけが存続することになり、所有資本家はよけいな存在になるという。指揮者は楽器の所有者である必要はないとマルクスは言っているとのこと。

ところでガバナンス(統治)は誰が誰に対して行われるものなのか。一般的には株主や経営者が企業を統治すると考えられているが、ステークホルダー的な統治を考える場合は、逆であろう。たとえば、日本国憲法を考えるならば、主権は国民にある。国民または人民は単純に統治される存在ではない。主権とは統治することである。しかしいわゆる統治する者は主権者の代表(または代理人)である。もちろん主権者がぼんやりしていれば、代理人が主権者を従属させてしまう。また国民は国家の所有者であろうか。おなじように、企業においても主権者はだれであるのか問うならば、株主であるというのは、一つの有力な現実的な解釈にすぎない。民主的企業を構想する場合、資本を所有しているだけで、統治権をもつとすることはできない。企業における価値形成過程と価値増殖過程において株式資本家が所有権を錦の御旗にして、専横を発揮してよい時代は、終わりにしなければならない。そのために労働者階級は、企業内部における有力なステークホルダーとしての自覚をもつことなしには、企業を民主化することはできないし、また民主的経営企業を形成することもできない。本書では「会社は誰のものから」から「会社は誰のために経営されるべきものか」へ転換すべきだと言っている。確かに、会社は誰のものでもない、みんなのもの、社会全体のもの、になるべきである。そのためにはどうしたら良いかが問題なのである。

● 第5章は「企業の社会的責任と経済民主主義」を論じている。マルクスがいうように、株式会社こそが本来の社会的企業なのである。株主資

本主義もグローバル化の反動として反グローバル化運動などに直面し、企業の社会的責任について対処しなくてはならない局面を抱えている。経済民主主義の実現のためには、企業への外圧だけではなく、企業の内圧による必要がある。しかしそれは労働組合を通じてというだけでは全く不十分であると評者には思われる。要は企業の構造改革を労働者サイドから進めていくことが重要なのである。そのためには、紹介されているような「人的資本主義」という考えも重要であろう。また労働者サイドからの資金（資本）調達問題が重要であることを論じているが、この点については、ヨーロッパにおける社会的経済セクターの連帯資金ネットワークが参考になるであろう。

● 郵政民営化法案は参議院で否決され、小泉政権は総選挙により再度、国民の信を問うことになった。第6章は「公営企業の民営化とニューパブリックマネージメント（NPM）」を論じている。ところで公営企業だから民主的経営だとはいえない。一方、国民の立場から公営企業は公共性を実現しえるのか、という問いかけがあり、世論調査などによれば、イエスと答える人は少数派というのが現状である。企業とはなにかという点から考えると、公営企業のコーポレートガバナンスがかならずしも民主的経営ではなかったところに、その原因の一つがあると思われる。公共性というキーワードは必ずしも、国民の利益を守るキーワードにはなっていない。パブリックとプライベートという経済領域区分の二元論の有効性はいまや崩れつつある。この二元論に固執するならば、公的領域は私的領域にますます浸食されていくであろう。その論理では民営化や独立行政法人化、パート公務労働の増大などを押しとどめることはできない。そうした動きに対抗していくには、公益企業や私益企業以外に社会的企業といった社会的共

通領域を設定して、それを基盤にして、企業と労働についての共通の理念を確立して、それら3つの労働者区分の労働者の大同団結のために論理構築が必要であろう。

● 終章の「未来社会と企業」では、本質論に戻り、マルクスの指摘した「過渡的形態としての株式会社と協同組合工場」論に触れている。マルクスは所有の経済学から労働の経済学への勝利について述べている。しかし、本書で一部紹介されている、株式会社企業の公共性を主張することによって問題を解決していこうという議論については、評者としては疑問がある。公共性とは、歴史的に言って、私的所有の並立概念として近代資本主義の生成とともに生まれたものである。この反対概念同士を結合させることには無理がある。われわれはこれまでの協同組合論の蓄積からもっと学ぶべきである。われわれの新しい社会はこの公私二元論を共に止揚することなしには切り開かれない。いまやまさに転換期であり真の「構造改革」の時代であり、それはまた労働者階級の意識の構造改革が求められる時であると思われる。本書は、そうした問題について総括的に問題提起をしている重要な書物であると思われる。評者の読後感では、企業の本質的な形態とは社会的分業の組織であり、その表現としては社会的企業といった呼称がふさわしい。そうした企業形態の中でも価値形成過程と価値増殖過程は両立するのであり、資本は労働に従属すべきもの、ということである。現実には資本家階級は、新会社法などでますます自分たちに都合の良い会社構造を構築しようとしている今、本書は、企業という存在について労働の側からの根本的な再検討を促しているのである。

（いしづか ひでお、総研いのちとくらし主任研究員）